

議案第16号

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年
かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項第2号中「587.6ヘクタール」を「513.5ヘクター
ル」に改め、同項第3号中「12,470人」を「10,780人」に改め、
同項第4号中「1,983立方メートル」を「1,714立方メートル」に改
める。

別表第2土田地区農業集落排水処理施設の項及び上稲吉地区農業集落排水処
理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。